



意外と知らない！？収入印紙の豆知識！

●収入印紙って何？

収入印紙とは、印紙税という税金のことをいい、明治時代から導入されている歴史のある租税です。

印紙税が課税されるものは、印紙税法に定める課税文書といわれるもので、この課税文書に定められた金額の収入印紙を貼り、消印をすることで印紙税を納めたこととなります。

●貼る必要があるものは？

代表的なものとして、以下の様なものが挙げられます。

- (1) 不動産売買契約書
- (2) 工事請負契約書
- (3) 領収書・レシート

領収書・レシートは、平成26年3月31日以前は記載された受取金額(記載金額)が3万円未満のものは非課税とされ、収入印紙を貼る必要がありませんでした。

しかし、平成25年度の税制改正により、平成26年4月1日以後に作成される領収書・レシートについては、5万円未満のものは非課税とされ、収入印紙を貼る必要はありません。

ただし、上記の金額を超える場合においても、印紙税は文書に課されるものであるため、領収書をPDFファイル等にし、メール等にて発行する場合、クレジットカードで支払いをされたお客様に発行する領収書で、カード支払いの旨が記載されている場合等については、収入印紙を貼る必要はありません。

●契約書の書き方って大事？

印紙税がいくらかかるのかの判定要素の1つに記載金額があります。契約書等に収入印紙を貼る際、記載金額が税込金額のみの場合は税込金額で判定しますが、税抜金額や消費税額が別途明記されている場合は、税抜金額で判定します。

<工事請負契約書の具体例>

例えば、請負金額が10,800,000円の工事請負契約書の場合、判定金額が税込金額(10,800,000円)か税抜金額(10,000,000円)かによって、契約書に

貼る収入印紙の金額が変わってしまいます。

- (1) 「請負金額 10,800,000円」のみの記載の場合

∴税込金額⇒1万円の収入印紙が必要

- (2) 「請負金額 10,800,000円(消費税額等 800,000円)」の記載の場合

∴税抜金額⇒5千円の収入印紙が必要

- (3) 「請負金額 10,800,000円(税抜金額 10,000,000円)」の記載の場合

∴税抜金額⇒5千円の収入印紙が必要

<工事請負契約書に係る印紙税額>

記載金額		印紙税額
∴		∴
500万円超	1,000万円以下	5千円
1,000万円超	5,000万円以下	1万円
∴		∴

上記のように、契約書の記載方法により、印紙税額が異なることがあります。収入印紙代も積もり積もれば結構な金額になりますので、契約書等を作成する際は、印紙税を節約するため、消費税は必ず別に表記するようにしましょう。

●貼らなかった場合は？

収入印紙を貼らなかった場合や金額が不足していた場合に税務調査等でこれらの事実が発覚したときは、本来の印紙税額の3倍が過怠税として徴収されます。

ただし、これらの事実を自主的に申し出た場合は、本来の印紙税額の1.1倍の過怠税で済むこととされています。

●終わりに

今回は収入印紙に係る印紙税についてお話ししました。他の税金に比べ、あまり気にかけない税金ではありますが、意外と身近で重要な税金です。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊社事務所までご相談ください。

(佐藤 慶治)

